

2022 年度新歓期勧誘に関するガイドライン

2022 年 3 月 28 日(月)

(起案：新歓実行委員長 森本晴絵)

第 1 章 総則

(趣旨)第 1 条

本ガイドラインは、2022 年度立命館大学学友会勧誘規制規則に基づき規制事項をより明確に示したものである。

(定義)第 2 条

1. 勧誘行為とは、会員に対し特定の団体の宣伝を行い、又は特定の団体への入会若しくは参加を促す用に供する目的で会員の個人情報の提供を求めることを言う。

第 2 章 勧誘行為

第 1 節 禁止規定

(禁止行為) 第 3 条

団体は、下記に挙げる項目について当てはまる行為を行ってはならない。

1. 会員に対し、立命館大学構内の大学または新歓実行委員会または特別事業部が定める場所以外において手渡しでビラを配布する行為。
2. 対面活動許可の下りにない団体の構内での勧誘行為。但し、サークルブースへの参加及びビラ等の掲示は認める。
3. 勧誘行為を目的とし、構内を練り歩く行為。
4. 勧誘行為を目的とし、大きな声を発する行為。但し、飛沫拡散の恐れがない電子機器等を用いた発声行為については許可する。
5. 営利目的や宗教勧誘、思想的洗脳などの恐れのあるビラ及びアンケートの配布。
6. 勧誘行為の対象となる会員との氏名・学部・学内アドレス以外の連絡先の交換。
7. 勧誘行為の対象となる会員に対し金銭と飲食物を提供する行為。
8. 勧誘行為の対象となる会員を集め、感染症対策が不十分な状態で花見、BBQ、コンパ等のイベントを実施する行為。
9. 机付きベンチその他学内に備え付けられた備品を許可なく移動する行為。
10. オリター・エンターによる誘導の下にある新入生への勧誘行為。
11. オリター・エンターによる新入生への指示及び誘導を妨害する行為。
12. 移動中の会員を足止めする勧誘行為。

13. TOEIC 及び TOEFL 等テスト実施 20 分前以降、テスト終了時刻までの勧誘行為。
14. 健康診断及びワクチン接種の妨げとなる行為。
15. ウェルカムフェスティバル開始以前の勧誘行為。
16. 学友会が認めない工作物の構内への設置。
17. その他団体企画実施要項及び企業協賛ガイドラインに規定された禁止事項。
18. 新歓実行委員会及び特別事業部の業務を妨害する行為。
19. その他、新歓実行委員会及び中央事務局特別事業部が定めた禁止行為。

(勧誘禁止場所) 第 4 条

団体は下記の場所における勧誘行為を行ってはならない。但し、本規定は施設管理者による許可を得た団体又は新歓実行委員会に対し、施設管理者より要請のある団体に関してその許可又は要請を妨げない。

衣笠キャンパス

1. 教室内
2. 生協食堂を含む施設内
3. 建物入口前及び階段
4. 正門付近
5. 東門付近
6. 南門付近
7. 清心門付近
8. 尽心門付近
9. 明学門付近
10. バスプール
11. 特定屋外喫煙場所
12. その他、勧誘行為が不適切と判断される場所

びわこ・くさつキャンパス

1. 教室内
2. 食堂及びテラスを含む施設内
3. 建物入口前及びユニオンスクエア、若しくはリンクスクエア入口を含む階段付近
4. プリズムハウスピロティ
5. バス停付近
6. 正門付近
7. 東門付近
9. ランチストリート店舗（キッチンカー）の設置および販売の妨げとなる場所

10. その他、勧誘行為が不適切と判断される場所

大阪いばらきキャンパス

1. 教室内
2. OICcafeteria 内及び出入口付近
3. 施設内
4. 防災公園(岩倉公園)
5. A 棟南側出入口付近
6. その他、勧誘行為が不適切と判断される場所

(掲示板の利用) 第 5 条

学友会所属団体は、団体情宣のビラに関して構内掲示板を利用する場合、一つの掲示板につき A4 片面一枚のビラを掲示できる。また、びわこ・くさつキャンパスにおいては、両面ビラの場合のみ 2 枚掲出ができる。

びわこ・くさつキャンパスにおいては、中央事務局調査企画部への申請を経て許可を得ていないビラの掲出を行ってはならない。

全キャンパスにおいて、学友会所属団体及び学生オフィスの認めた団体以外の掲示板の利用は認めない。

第 2 節 許可規定

(勧誘行為団体) 第 6 条

下記の団体に関してのみ勧誘行為を認め、その他有志団体または個人による勧誘行為及び学外ビラ配布及び企業広告は禁止する。

1. 立命館大学学友会所属団体
2. プロジェクト団体
3. その他大学または新歓実行委員会が認める団体

(個人情報) 第 7 条

勧誘行為をする団体は勧誘行為の対象となる会員に関する情報に関して以下の情報のみ得ることが出来る。

1. 氏名
2. 会員が所属する学部
3. 会員が所有する学内アドレス

第 3 節 罰則

(通則) 第 8 条

禁止規定に挙げる勧誘行為を行った団体は、警告、呼び出し、新歓期における勧誘行為の禁止いずれかの厳しい処置を執る。なお、勧誘行為を禁止する場合は、新歓実行委員長及び当該団体の所属するパートの責任者の両名の承認を必要とする。

第 3 章 特定の日のみに適応される禁止行為

(通則) 第 9 条

2022 年 4 月 2 日及び 4 月 3 日において、団体または個人は構内において勧誘行為を終日行っていない。

附則

1. 本ガイドラインは、新歓実行委員会によって承認された日時を以て、その効力を発し、2022 年 5 月 31 日をもって消滅するものとする。